

船舶事故等調査報告書

平成24年5月31日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2012神第14号	
事故等種類	乗揚	
発生日時	平成23年10月7日 11時30分ごろ	
発生場所	阪神港堺泉北第2区 大阪府堺市所在の大浜公園一等三角点から真方位036°660m付近 (概位 北緯34°35.1' 東経135°27.9')	
事故等調査の経過	平成24年2月3日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報	<p>船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等</p> <p>A 押船 第八松陽丸、19トン 270-41247兵庫、松陽建設株式会社</p> <p>B 起重機台船 第五松陽号、長さ54m なし、松陽建設株式会社</p>	
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定	
死傷者等	なし	
損傷	A 推進器翼に曲損 B なし	
事故等の経過	A船は、船長Aほか4人が乗り組み、船首約0.6m、船尾約2.6mの喫水で、方塊ブロック約600tを積載して船首尾共に約1.8mの喫水となったB船を押航してA船押船列を構成し、阪神港堺泉北第2区の岸壁に着岸作業中、平成23年10月7日11時30分ごろA船が浅所に乗り揚げた。	
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西北西、風力 2、視界 良好 海象：潮汐 上げ潮の初期	
その他の事項	船長は、本事故発生場所付近の水深が浅いことを知っていた。	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし あり A船押船列は、阪神港堺泉北第2区の岸壁に着岸作業中、余裕水深を確保していなかったことから、A船が岸壁付近の浅所に乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、A船押船列が、阪神港堺泉北第2区の岸壁に着岸作業中、余裕水深を確保していなかったため、A船が岸壁付近の浅所に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。	
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・潮汐表により作業時の水深を確認するとともに、余裕水深を十分に確保すること。	